

(根) 抵当権抹消には…

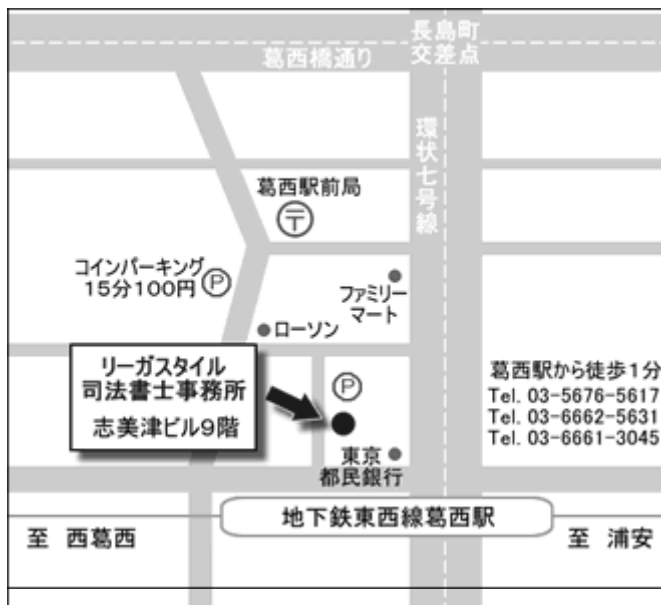
お客様にお持ち頂くもの

- 金融機関から送られてきた書類一式 (そのままお持ち下さい)
- お客様の認印 (抵当権設定者が2名以上の場合、人数分の御印鑑が必要です)
- お客様の身分証明書 (運転免許証など)

*お借り入れ後に、御住所を移転されている場合は、別途、住民票などの書類も必要になります。詳しくはお問い合わせ下さい。

抵当権抹消登記に関する費用

- 司法書士手数料 1万円～
 - 登記簿の事前閲覧にかかる税金 不動産一つにつき 465円
 - 登記の登録免許税 不動産一つにつき 1,000円
 - 交通費、郵送料などの実費
 - 登記完了後の登記事項証明書1通分の印紙代 700円
 - 登記完了後の登記事項証明書の取得手数料 1,500円
- * 登記簿上のお客様の御住所に変更が生じている場合は、別途住所変更の登記が必要になります。
- また、不動産の所在により手数料が加算されることもあります。



〒134-0083

東京都江戸川区中葛西 3-37-3

志美津ビル9階

リーガスタイル司法書士事務所

TEL 03-5676-5617

TEL 03-6662-5631

TEL 03-6661-3045